

市県民税の申告は正しくお早めに！

申告期間は2月16日から3月15日まで

平成30年度（平成29年中の所得に対する）市県民税の申告受付が始まります。

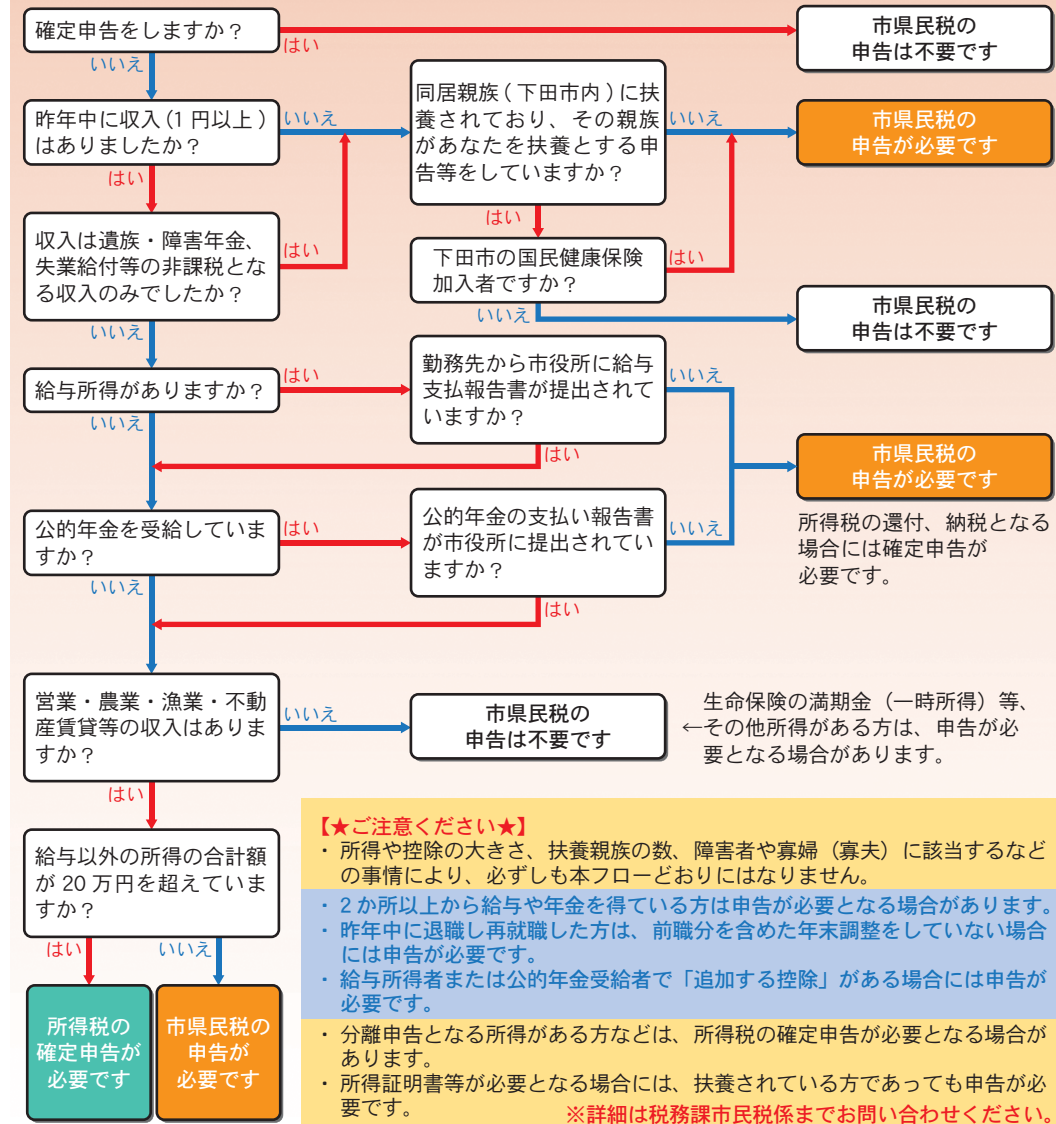
市県民税の申告は、平成30年度市県民税算出の基礎資料となるほか、国民健康保険税や介護保険料などを算定する上での重要な資料となります。申告が必要な方は、期限内に申告してください。

市県民税の申告のご案内

平成30年1月1日現在、市内に住所がある方は、原則として市県民税の申告が必要となります。

給与所得者で年末調整済みの方などは、申告が不要となる場合があります。また、収入が無かった方も申告が必要となる場合がありますので、下記のフローチャートを参考に、申告の要否をご確認ください。

平成30年度分「市県民税の申告要否」判定用の参考フローチャート



申告に必要な物

- ・印鑑
- ・マイナンバーを確認できる書類(マイナンバーカード、通知カードなど)
- ・身元確認書類(免許証、保険証など)
- ・扶養親族のマイナンバーが分かるもの

収入関係

- ・給与や年金の平成29年分源泉徴収票
- ・収入経費の分かる帳簿や書類(個人事業主や不動産所得、株式配当金などのその他収入・所得がある方)

控除関係

- ・配偶者特別控除
- ・源泉徴収票など配偶者の平成29年中の所得が分かる書類
- ・社会保険料控除
- ・国民年金、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険料等の払込証明書など
- ※「納付額のお知らせ」を1月下旬に市役所から発送しています。

平成29年分から適用される主な税制改正

①医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の新設

健康の維持・増進や疾病の予防のための「一定の取組(健康診査等)」を行う個人が、薬局等で「スイッチOTC医薬品」を購入した場合、「医療費控除の特例」として所得控除が受けられます。従来の「医療費控除」との選択制となりますので、詳しくは前月号(広報しもだ1月号)や、市ホームページ等をご覧ください。

②給与所得控除の見直し

給与所得控除が適用される給与収入の上限が1,000万円(見直し前1,200万円)に引き下げられることとなりました。給与収入額が1,000万円以上の場合には、給与所得控除額は一律220万円となります。

問合せ先

・市県民税の申告について
税務課市民税係
(窓口⑨) ☎22218
・所得税の確定申告について
下田税務署
☎20185(自動音声「0」)

平成30年分市県民税申告受付日程

日時：2月16日(金)～3月15日(木)※土日を除く 場所：下田市役所 2階 大会議室
★下記の日程で、出張会場を開設します。ただし、対象地区の開場日には「市役所会場での受付」はできません。

月日（曜日）	受付地区	会 場	受付時間	月日（曜日）	受付地区	会 場	受付時間
2月16日（金）	須 原	須原区民会館	9:30~11:30	2月28日（水）	柿 崎	柿 崎 公 民 館	9:30~11:30
2月19日（月）	横 川	横川諏訪神社	9:30~11:30			外浦区集会所	13:30~15:00
2月20日（火）	北湯ヶ野	北湯ヶ野区集会所	9:30~11:00	3月 1日（木）	全地区	市役所大会議室	9:00~16:00
2月21日（水）	箕作・相玉・椎原・宇土金・落合・荒増・堀之内・加増野	稲梓基幹集落センター	9:30~14:30	3月 2日（金）	東中・西中・中・高馬	中 公 民 館	9:30~14:30
				3月 5日（月）	立野・蓮台寺・河内・本郷	稲生沢公民館	9:30~14:30
				3月 6日（火）	大 沢	上大沢区集会所	9:30~11:00
2月22日（木）	大賀茂	大賀茂区公会堂	9:30~11:30	3月 7日（水）	四・五・六丁目・旧岡方村	市役所大会議室	9:00~16:00
	田 牛	田牛区集会場	13:30~15:00	3月 8日（木）	一・二・三丁目		
2月23日（金）	吉佐美	朝 日 公 民 館	9:30~14:00	3月 9日（金）	東本郷・武ガ浜		
2月26日（月）	白 浜	白 浜 公 民 館	9:30~11:30	3月12日（月）	西本郷・敷根		
		旧板戸公民館	13:00~15:00	3月13日（火）	全地区		
		2月27日（火）	須 崎	須崎漁民会館			
				3月15日（木）			

所得税の確定申告のご案内

◎所得税の確定申告が必要な方

〈給与所得者の場合〉

給与や退職所得以外の所得が20万円を超える方

その他の控除

税務課市民税係までお問い合わせください。

障害者控除

障害者手帳・療育手帳など

寄附金税額控除
自治体等、寄附先が発行した控除証明書、領収書

※レシート等に、記載すべき5項目の表示があること。

医療費控除

平成29年中に支払った医療費や購入医薬品の領収書等・健康保険(高額療養費等)や生命保険等による補てん額が分かるもの

医療費控除(特例)セルフメディケーション税制

平成29年中に購入したスイッチOTC医薬品の領収書等

生命保険料控除
生命保険料の控除証明書

地震保険料控除
地震保険料の控除証明書

医療費控除
平成29年中に支払った医療費や購入医薬品の領収書等・健康保険(高額療養費等)や生命保険等による補てん額が分かるもの

2か所以上から一定額を超えた給与をもらっている方が給与の年収が2,000万円を超える方など

〈自営業者などの場合〉

平成29年分の所得合計額から基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いて算出した税額が、配当控除の額より多い方

◎確定申告をすることで

所得税が還付される方が多い

確定申告をする義務のない方でも、次のような場合は源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

・ローンにより住宅を取得した方

・一定の額以上の医療費を支払った方

・年末調整で、扶養控除や社会保険料控除を受けていない方など

◎平成29年分確定申告

2月16日(金)～3月15日(木)※土日を除く

開設時間 9時～17時
(受付終了時間16時)

場所 市民スポーツセンター

※期間中は、下田税務署庁舎での受付は行っておりませんのでご注意ください。